

# 第2次黒部総合振興計画審議会

## 第1回第6部会【協働・行財政】

### 議事概要

日時：平成28年11月30日（水）14:00～15:54

場所：黒部市役所 202～203 会議室

出席者：委員7名（欠席なし）、専門委員0名（欠席1名）

幹事5名（欠席1名）、計画主任9名（欠席なし）、事務局4名

#### 議題（主旨）

1. 開会
2. 部会長あいさつ
3. 報告事項
  - （1）計画策定に係るこれまでの経過について
  - （2）各委員からの意見・提言について
4. 協議事項
  - （1）第1次総合振興計画の成果について
  - （2）施策の現状・課題及び施策推進の方針等について
  - （3）施策体系（まちづくり方針・施策区分等）について
5. 閉会

### 主な発言（検討）内容

○：委員からの質問・意見、●：事務局の意見・回答

#### 部会長あいさつ

○部会長：本日の部会にご出席いただき感謝する。第1回審議会では基本構想、基本計画の諮問を受け、スケジュールを確認した。また、将来像については、第1次と同様の「大自然のシンフォニー 文化・交流のまち黒部」で決定した。

本部会では、みなさんの活発な議論により、今後の黒部市におけるまちづくり方針や具体的な施策について意見をいただきたい。

## 報告事項

(これまでの経過、各委員からの意見・提言について、事務局より説明)

…委員からは特に意見なし

## 協議事項

(資料 3-1、3-2：第 1 次総合振興計画の成果について、事務局より説明)

…委員からは特に意見なし

(資料 4：施策の現状・課題及び施策推進の方針等について、事務局より説明)

…委員からは特に意見なし

(資料 5：施策体系について、事務局より説明)

○A委員：私は人権に関する取り組みに携わっているが、市の担当課からは、総合振興計画に盛り込む事業として人権に関する施策はないと聞いた。国は人権教育および人権啓発の推進に関する法律を平成 11 年 11 月に、富山県も平成 19 年 3 月に関連する計画が策定されており、県内でも各市で動きがある。

人権は特別なことと考えられているのが現状であり、黒部市の他の団体は、人権擁護団体との連携がなされていない。存在も知られていない。

いずれにしても、人権は侵されてはならないとの認識を持つべきである。今回の総合振興計画の策定に際して、2 つ要望がある。

1 点目として、日本国憲法には人権を保障する旨の内容が記載されており、人権尊重の権利は守られるべきである。そのため基本計画の冒頭に、人権尊重に関する内容を明確に位置づけるべきである。

2 点目として、人権尊重と男女平等参画について、1 つの施策区分とするのではなく、単独としてもらいたい

また、資料 4 の P4 の③に、「人権問題は根深い問題である」との意味や、⑤の「職員、市民一人一人が…」との文章において市民とは別に「職員」が併記されていることの意味が分かりにくい。

●事務局：人権に関する内容を計画の前段に記載するべきかどうかは、担当課と調整させてもらいたい。2 点目の施策区分について、人権尊重と男女共同参画社会の推

進を分割してほしいという意見については、市の検討段階では1つとしたいとの意向があった。こちらについては、部会としての意見をいただきたい。

●市民環境課長：資料4のP4の「人権問題は根深い問題」の「根深い」という表現については、再度検討させていただきたい。また、「職員、市民一人一人が…」については、「職員」との表現は不要かもしれない。こちらも検討させていただく。

○B委員：資料3-2と、資料5の赤字の部分についてであるが、例えば資料3-2の「市民・企業・各種団体との連携推進」については7つほど挙げられているが、資料5では第2次計画の柱建てではなくなる項目となっている。どのようなルールの上で決めているのか。

また、「都市間交流・連携の推進」の中の事業として、例えば事業507や508は地域内の活動であり、地域間交流ではないのではないのか。

資料3-2ではほとんどが「継続」であるが、資料5では廃止されているものが多いように見えるが、これらの関連性についてご説明いただきたい。

●事務局：1点目の、資料3-2では「継続」ばかりだが資料5の体系は統合されているという指摘であるが、資料3-2は第1次計画で位置づけた個別事業の、現在までの進捗を表示している。それを踏まえて資料の右（第2次基本計画策定に向けて）では平成30年度からの10年間の方向性を記載している。一方で、資料5の施策体系一覧については事業メニューのレベルであり、資料3-2の個別事業のリストとは異なる。今回議論いただきたいのは、個別事業ではなく（大きな方向性である）事業メニューである。

2点目、資料3-2の個別事業507、508は「都市間交流」にあてはまらないのではないかとのご指摘だが、事業507は事業メニューとしては「市民・企業・各種団体との連携推進」であり、「都市間交流・連携の推進」とは別の体系ということで整理している。

○B委員：例えば、事業507～511は資料5のどこに整理されているのか。

●事務局：資料3-2の事業507、508の名称の中に、「…と重複」と記載しているが、こちらの事業とも関連している。こういった個別事業については、事業メニューを増やすのではなく、この中で読み取れるように整理したい。

○B委員：整合性について、今後整理いただければと思う。

○C委員：資料5について、全体として「市民」に偏りがあるのではないのか。例えば「団塊の世代の活動の場の創造」について、団塊の世代よりも若者にシフトした方が良い。

また、人権活動に関して、「人権啓発」として書かなければならないのが、既に人権に対する理解が浅い証拠ではないのか。本計画が、人を主体としたものになっているかを今後チェックする必要がある。人権を重視しましょうという精神が計画全体に浸透しているようなものにするべきである。

- 事務局：例えば、若者ということになると、第5部会で取り扱う。子育てならば第4部会でとりあげている。第6部会は、広く市民を対象とした部会と理解いただきたい。
- C委員：第6部会では広く市民を対象とするということならば、例えば、「団塊の世代」を「若者の参画」とするなどの配慮も必要である。
- 事務局：例えば、「市民の参画と協働の促進」の中でも、若者を否定している訳ではない。
- C委員：ならば団塊世代にこだわらなくてもよいのではないか。
- 事務局：男女共同参画と人権を独立させるか、2つに分けるかを議論してもらいたい。ただし、第6部会は第1部会・第5部会とともに、施策区分は7つと最も多いため、あまり増やすことはせず、このままでよいのではないかと考える。
- A委員：人権はどの項目にもかかわってくる問題である。例えば第4部会にも関連すると考えられる。県もわざわざ計画内の随所で人権のことを位置づけ、平成19年3月にも再度取り上げている。人権はどこか1つにのみ属するものではない。計画の冒頭部に位置づけ、全体的に関連性を持たせることも考えられる。予算付けする際にどこかに位置づけなければならぬのならば、施策の体系の中に位置づけるのも仕方ないが。施策区分の数が多いのならば、他の部会の施策区分の中に入れる方法もあるのではないか。どこに入れてもらってもよい。できれば位置づけを単独とした方が分かりやすい。本当は扱う施策区分は、4でも5でも6でも良い。
- C委員：県がそのような方針でやっているのならば、市としては、人権が計画の全体に関わるということが明確になればよい。何かと抱き合わせとすると短絡的になる可能性がある。人権はどちらかと言えば理念である。人権に関する内容を、市の方針の柱とするくらいでもよいのではないか。
- B委員：人権については、基本理念で記載すればよいが、具体的な内容としては取り組む事業はあまりないのが現状である。それならば基本理念に入れこむことも一つの方策である。
- 部会長：基本理念は変えられないのか。
- 事務局：基本理念は変えられないが、その下に位置づけられる文章については、策定中であり、例えば時代の潮流などに新たな視点を入れ込むことは可能である。
- C委員：人権に関しては施策区分とはせずに、全体として入れ込むべきでないか。
- 部会長：施策区分から人権を抜くべきということか。
- C委員：その通り。
- A委員：人権に関する取り組みも、市の支援の上で進めている状態である。
- C委員：人権に関して、すでに取り組んでいる内容は必要ではあるが、さらに充実することは必要ではないのではないか。施策の柱として取り上げることまでは不要なのでは。

- D委員：今回、新たに人権啓発を柱として挙げられているが、この理由としては、人権とは何かを問われていると思うが、それでは伝わらない。
- 人権尊重については、おそらく教育に関わってくる内容なのではないかと考えるため、第5部会で取り上げる内容なのではないか。人権の大切さを市民に知っていただくことを考えるのならば、第5部会で扱うべきではないかと考える。
- 市民生活部長：人権については、第1次計画では、もともと第6部会で取り上げていた男女共同参画の中に埋もれていたため、見えるようにしたのが今回の変更点である。C委員の意見のように、どこにも位置づけられないのならば理念で位置づける、などの部会としての意見をいただければと思う。
- C委員：今の考え方ならば、「男女共同参画と人権尊重」であり、男女共同参画の一部として、人権尊重を取り上げることになるので、A委員の意見とは少し違うように感じる。人権に関する内容をどこかに入れなければならないのならば、現在の位置でもよい。2つに分けることは必要ないのでは。
- B委員：人権は、例えば障害者人権など、色々なところに繋げることができる。市として人権に重点を置くならば、人権のみを1本化した方がよいのではないか。
- 事務局：施策区分は7つを超えたらいけない訳ではない。ただ人権に関しては、時代の潮流などの冒頭部分にも入れさせていただこうかとは思っているが。
- E委員：B委員が言うように、それぞれのジャンルでも説明できるような位置づけが良い。男女共同参画とは分けた方がよい。
- F委員：人権に関する扱いは、事務局におまかせしてもよいのではなか。また、市民参画に関して、小学生、中学生、高校生などの意見を吸い取っているのか。市民との会話ができ、それを市政に反映できる仕組みづくりが必要である。
- 事務局：現在市役所内に、意見箱は設置させていただいている。
- F委員：いただいた意見を回答してあげることが必要。匿名はよくない。責任をもった意見が必要である。
- 事務局：記入用紙には名前を記載する欄は設けている。また、無記名で返信できない場合は、市役所内の張り紙にて回答させていただいている。
- D委員：B委員と同じく、現在の体系では、男女共同参画に関する人権と読めてしまう。分けた方がよいのでは。
- C委員：黒部市は人権教育が遅れているのではないか。やっと人権をとりあげる団体ができ、啓蒙活動を実施しはじめたという感じである。しかし、人権活動を発展させることには違和感がある。安易に1項目とするのもいかがかと思う。
- A委員：平成12年の人権教育と人権啓発に関する国の法律により、第5条で地方公共団体の責務が位置づけられている。本計画においては、理念と施策の両方で位置づけるべきと考える。
- C委員：国の理念、考え方は、計画に位置づけることを目的としているのではなく、

人権のことを忘れてはならない、ということを明記しているものである。F委員の意見のように、これらの意見を踏まえ、事務局に一任してはどうか。

○部会長：今回、人権尊重と男女共同参画の施策区分は分けるべきとの意見の方が多かった。この点を踏まえ、事務局で検討してもらいたい。

●事務局：今回の意見を踏まえ、部会長と調整し決定させていただきたい。

○C委員：施策の並び順に意味はあるのか。

●事務局：特に意味はなく、第1次計画を踏襲している。

○B委員：市民参画について、現在の場所では少し違和感がある。今後検討していただきたい。

## 閉会

●事務局：次回の第2回第6部会は、1月31日（火）14:00より行う。

以上